

(3) 提出書類に関すること

18

Q 私は、資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なっています。どうしたらよいですか。

A 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本の原本（6か月以内発行のもの）を添付してください。（P.13 参照）

19

Q 勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすればよいのですか。

A 事業所が廃業しても法人が継続している場合は、法人に実務経験証明書の発行を依頼してください。

法人が廃業した場合でも、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明してもらえる場合は、以下の①～②の書類を提出していただくことで、実務経験として算入できる場合があります。

- ① 実務経験証明書（保管書類を元に当時の責任者等に作成してもらってください。）
- ② 事業所の存在及び証明者を確認できる書類（公的機関に提出した事業所の「開設届」「廃業届」等）
※②は、受験申込者、証明者以外の個人情報に該当する部分は塗りつぶしていただいで結構です。

※施設や病院等が閉鎖、廃業してしまった場合であっても、上記と同様です。

※東京都内の「介護保険法」又は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定事業所に勤務していた方については、②は不要です。

※不明な点については、受験申込前にケアマネ試験担当までお問い合わせください。

20

Q 看護師の合格通知があるので、これを免許証に代えて提出しても大丈夫でしょうか。

A 看護師免許は、「看護師籍」に登録された時点で資格を取得したことになりますので、合格通知では認められません。登録後の免許証の写しを必ず提出してください。免許証に裏書きがある場合には、両面ともコピーをして、必ずその部分も提出してください。他の国家資格等も同様です。

21

Q 私は個人開業で鍼灸院を営んでいます。実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

A 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて、保健所等が発行する開業許可証、開設届等（開設地及び開設年月日のわかる書類）の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と被証明者（受験者）が同一の場合は、都道府県知事や区市町村長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

22

Q 私は、介護福祉士として介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で介護業務に3年間従事したあと、異動により生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。勤務先は同じですが、実務経験証明書は2枚必要ですか。

A 同一施設内で職種変更があった場合は、実務経験証明書の備考欄に、職種名・その職種における従事期間・従事日数・職務内容が詳細に記載されていれば1枚の実務経験証明書でかまいません。ただし、同一法人・同一会社内であっても、複数の施設・事業所等を異動している場合は、お手数ですが、それぞれの施設・事業所ごとに実務経験証明書を作成してください。